

意見書等

(意見書)

議員提出議案28号

「地域と中小企業の金融環境の改善と金融の円滑化」を求める意見書(可決)

我が国の経済は、一部の大手企業の設備投資、生産、収益等で回復基調にあるものの、依然として地域経済や中小企業に不況感が強く、個人消費の横ばい、原油の高騰に端を発した原材料価格の値上げなど不安定要素は増している。しかも近年、一部では改善が見られるものの、中小企業向け貸し出しは総じて減少しており、金融環境は厳しい状況が続いている。また、この間、大量の不良債権が発生し、金融機関の破綻や金融システムの不安を引き起こした。

このような中、金融庁より「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」や「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」に続き、本年3月には「地域密着型金融の機能強化に関するアクションプログラム」が出されたが、地域経済の活性化のための中小企業金融の円滑化に向けたさらなる対策を講ずることが求められている。

よって、国におかれては、次に掲げる事項の実現に向けて政府系並びに民間の金融機関に対して要請するなど、適切に対処するよう強く要望する。

記

- 1 貸し手と借り手の公正な取引関係を維持しつつ、地域と中小企業に対し、より円滑な資金供給や利用者利便を図ること。
- 2 物的担保優先や連帯保証による割合を減らし、中小企業の潜在能力や事業性を重視する融資を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月20日

議員提出議案29号

議会制度改革の早期実現に関する意見書(可決)

国においては、現在、第28次地方制度調査会において、「議会のあり方」について調査・審議を行っており、このような状況を踏まえ、全国市議会議長会は、さきに「地方議会の充実強化」に向けた自己改革への取り組み強化についての決意を同調査会に対し表明するとともに、必要な制度改革要望を提出したところである。

しかしながら、同調査会の審議動向を見ると、全国市議会議長会を初めとした三議長会の要望が十分反映されていない状況にある。

本格的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹を成す議会がその期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要不可欠である。

よって、国においては、現在検討されている事項を含め、とりわけ下記の事項について、今次地方制度調査会において十分審議の上、抜本的な制度改革が行われるよう強く求める。

記

- 1 議会の招集権を議長に付与すること。

- 2 地方自治法第96条第2項の法定受託事務に係る制限を廃止するなど、議決権を拡大すること。
- 3 専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務づけること。
- 4 議会に附属機関の設置を可能とすること。
- 5 議会の内部機関の設置を自由化すること。
- 6 調査権・監視権を強化すること。
- 7 地方自治法第203条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置づけるとともに、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月20日

議員提出議案第30号

総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書（可決）

発がん物質・アスベスト（石綿）は、その粉じんを吸入してから数十年の潜伏期間を経て中皮腫・肺がんなどの恐ろしい病気を引き起こすことから、「静かな時限爆弾」とも呼ばれている。

尼崎市の一工場をめぐる被害実態が明らかにされたことから始まった今日のアスベスト問題は、アスベストを扱っていた労働者や建設従事者の被害にとどまらず、工場の周辺住民やアスベストを含有した建材その他の製品からの暴露など、公害・環境汚染の拡大を予測させる事態となっている。

政府がアスベストの危険性を認識しつつも規制が不十分であったこと、先進国での全面禁止からも大きく立ちおくれたこと、企業による十分なアスベスト管理や国民への情報提供がなされなかったことで被害を拡大していることなど、国と企業の責任は極めて大きいと言わざるを得ない。

今日、多くの人々がアスベストによる健康被害の不安を抱いている。

よって国においては、下記事項について検討を加え、すべての被害者を政府と企業の責任で救済・補償するとともに、子供たちを含めた将来の健康被害を予防し、「ノンアスベスト社会」を実現していくための抜本的・総合的な対策を早期に実施するよう強く要望する。

記

1. アスベスト及びアスベスト含有製品の製造・販売・新たな使用等を速やかに全面禁止すること。
2. アスベスト及びアスベスト含有製品の把握・管理・除去・廃棄などを含めた総合的対策を一元的に推進するための基本となる法律（仮称・アスベスト対策基本法）を制定すること。
3. アスベストに暴露した者に対する健康管理制度を確立すること。
4. アスベスト被害にかかわる労災補償については、時効を適用しないこと。
アスベスト関係企業の従事者の不安を払拭するため、労働災害について相談窓口の周知徹底を図るとともに、適切に労災認定を行うこと。
5. 労災補償が適用されないアスベスト被害について、労災補償に準じた療養・所得・遺族補償などの制度を早期に確立すること。
6. 中皮腫は原則すべて補償の対象とするとともに、中皮腫の数倍と言われるアスベスト肺がんなど中皮腫以外のアスベスト関連疾患も確実に補償を受けられるようにすること。
7. 学校、病院、社会福祉施設などの公共施設及び公共的施設において、アスベストの調査や除去等の改善措置が必要となる場合には、こうした施設のアスベスト対策に国庫補助や地方債の活用などの財

政的支援措置を講ずること。

8. 大気環境へのアスベスト飛散防止措置の対象となる建築物の解体・補修作業の規模要件等を撤廃すること。
 9. アスベストを取り扱う工場を有する企業に対して、地域住民の健康不安に対する説明責任を果たすよう、業界団体などを通じて指導すること。
 10. アスベストの被害者救済に当たり、中小企業者への融資支援等の措置を講ずること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月20日

議員提出議案第31号

「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書（可決）

「三位一体の改革」は、小泉内閣総理大臣が進める「国から地方へ」の構造改革の最大の柱であり、全国一律・画一的な施策を転換し、地方の自由度を高め、効率的な行財政運営を確立することにある。

地方六団体は、平成18年度までの第1期改革において、3兆円の税源移譲を確実に実施するため、昨年の3.2兆円の国庫補助負担金改革案の提出に続き、政府からの再度の要請により、去る7月20日に残り6000億円の確実な税源移譲を目指して、「国庫補助負担金等に関する改革案（2）」を取りまとめ、改めて小泉内閣総理大臣に提出したところである。

政府・与党においては、去る11月30日、「三位一体の改革について」決定され、地方への3兆円の税源移譲、施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲の対象とされ、また、生活保護費負担金の地方への負担転嫁を行わなかったことは評価するものであるが、「地方の改革案」になかった児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引き下げなど、真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題も多く含まれ、今後、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、「地方の改革案」に沿って平成19年度以降も「第2期改革」として、さらなる改革を強力に推進する必要がある。

よって、国においては、平成18年度の地方税財政対策において、真の地方分権改革を実現するよう、下記事項の実現を強く求める。

記

1. 地方交付税の所要総額の確保

平成18年度の地方交付税については、「基本方針2005」の閣議決定を踏まえ、地方公共団体の安定的財政運営に支障を来すことのないよう、地方交付税の所要総額を確保すること。

また、税源移譲が行われても、税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。

2. 3兆円規模の確実な税源移譲

3兆円規模の税源移譲に当たっては、所得税から個人住民税への10%比例税率化により実現すること。

また、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な負担調整措置を講ずること。

3. 都市税源の充実確保

個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であり、市町村への配分割合を高めること。

4．真の地方分権改革のための「第2期改革案」の実施

政府においては、「三位一体の改革」を平成18年度までの第1期改革にとどめることなく、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、平成19年度以降も「第2期改革」として「地方の改革案」に沿ったさらなる改革を引き続き強力に推進すること。

5．義務教育費国庫補助負担金について

地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、「地方の改革案」に沿った税源移譲を実現すること。

6．施設整備費国庫補助負担金について

施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲割合が50%とされ、税源移譲の対象とされたところではあるが、地方の裁量を高めるため、「第2期改革」において、「地方の改革案」に沿った施設整備費国庫補助負担金の税源移譲を実現すること。

7．法定率分の引き上げ等の確実な財源措置

税源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法の原則に従い、法定率分の引き上げで対応すること。

8．地方財政計画における決算乖離の同時一体的な是正

地方財政計画と決算との乖離については、平成18年度以降についても、引き続き、同時一体的に規模是正を行うこと。

9．「国と地方の協議の場」の制度化

「真の地方分権改革の確実な実現」を推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的に開催し、これを制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月20日

議員提出議案第32号

医療制度「改革」に関する意見書（否決）

政府・与党は、来年の通常国会に法案を提出する予定の医療制度「改革」大綱を決めた。

同大綱は、経済の伸びに基づいた給付（医療費）目標の達成を目指す総額抑制方式を事実上導入し、そのための具体策として、高齢者の患者負担増、療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の全額負担、サラリーマンなどの負担上限（高額療養費制度）の引き上げなどを盛り込んでいる。

さらに、同大綱は、75歳以上を加入対象にした独立の保険制度を08年度に創設し、75歳以上の全高齢者から年間7万円程度の保険料を徴収するとしている。

高齢化による医療費増を無理矢理押さえ込む計画は、結局、患者の命と健康を脅かす結果をもたらさざるを得ない。歳出・歳入の見直しで必要な財源を確保し、薬価や高額医療機器の実態にメスを入れ、予防・公衆衛生を充実させるなどの改革を行って、本当に持続可能な医療制度を確立することこそ、政府が果たすべき責任である。

よって、高齢者を初め国民の負担を大幅にふやす医療制度「改革」を行わないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月20日

議員提出議案第33号

定率減税廃止に反対し、大企業に応分の負担を求める意見書（否決）

政府税制調査会が小泉首相に提出した06年度の税制「改正」に関する答申は、所得税・住民税の定率減税を07年に廃止することを明記した。これは、既に来年実施が決められている半減と合わせて、総額3.3兆円もの負担を国民に押しつけるものである。定率減税全廃によって年収500万円の4人家族（妻は専業主婦、子供2人）では、年約3万5000円の増税となる。

史上空前の利益を上げている大企業や大資産家への減税について、同答申は、国会での追及や世論の強い批判に押されて、期限が切れるIT減税や研究開発減税の上乗せ措置については打ち切る方向を打ち出したものの、研究開発減税の本体部分や、法人税率の引き下げ措置、株式配当への減税など、優遇税制は多数残されたままである。

「景気回復」を理由に増税するというなら、真っ先に検討すべきは、史上空前の利益を記録し続けている一部の大企業への応分の負担である。金持ち減税・大企業減税を継続する一方で、収入が7年連続減少している勤労者に対して増税するのは、不公平のきわみと言わざるを得ない。

よって、定率減税廃止を初めとする庶民増税を中止し、大企業に応分の負担を求めるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月20日

議員提出議案第34号

就学援助制度の国庫負担の復元を求める意見書（否決）

今日、不況が長引き、失業・リストラなどによって、小・中学生を持つ保護者の生活は大変困難になっている。教育費の負担も重く、給食費などの校納金が納められない家庭がふえている。こうした中で、就学援助制度を申請する父母がふえ、教育費の負担の軽減がされ、親にとってはなくてはならない制度になっている。

こうした大切な制度であるにもかかわらず、政府・文部科学省は、ことし4月、準要保護の国庫負担の廃止をし、一般財源化を行った。このことによって、全国の自治体で、制度の適用基準や独自の上乗せ政策を悪くする動きが出始めている。しかし、ことし3月16日の国会質疑で中山文部科学大臣（当時）は、学校教育法に基づき、「生活困窮の家庭のお子さんに手を差しのべるのは当然で、一般財源化されても、しっかり実情を見守り、そうでなければ指導していきたい」と答弁し、一般財源化で制度が受けられなくなるようなことがないよう自治体に求めている。

こうした状況のもとで、就学援助制度に関する次の要望項目が実現されるよう、次のことを要請する。

記

- 1、就学援助制度の準要保護への国庫負担を元に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月20日